

◇ 離婚後に財産分与の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

財産分与とは、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産を、離婚する際又は離婚後に分けることをいいます。

離婚後、財産分与について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、離婚の時から2年以内に家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、財産分与を求めることができます。調停手続を利用する場合には、財産分与請求調停事件として申立てをします(離婚前の場合は、夫婦関係調整調停(離婚)の中で財産分与について話し合いをすることができます。)

調停手続では、夫婦が協力して得た財産がどれくらいあるのか、財産の取得や維持に対する夫婦双方の貢献の度合いはどれくらいかなど一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てできる方

- ・離婚した元夫
- ・離婚した元妻

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

☐ 下記の5のに記載の書類

☐ 離婚時の夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通

※ 離婚により夫婦の一方が除籍された記載があるもの

☐ 財産に関する資料【不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金通帳写し(残高証明書でも可)など】

※ 個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、その部分をマスキングしてコピーしてください。

☐ 収入印紙 1,200円分

☐ 郵便切手 100円×2枚, 82円×8枚, 20円×2枚, 10円×4枚, 5円×2枚(946円分)

5 申立てする方が、記入して提出する書類

1	申立書	・裁判所から、申立書の写しを相手方に送付します。
	記載例	・知られたくない住所等は「連絡先等の届出書」に記載し、申立書には記載しないでください。
2	連絡先等の届出書	・安全の確保等の必要から申し出があった場合には、原則的に非開示(住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること)とします。
3	事情説明書	・申立てに至った事情などを記載してください。 ・提出した書面は、相手方が見たり(閲覧)、コピー(謄写)をする可能性があります。
4	進行連絡メモ	・調停の進行に関して、参考にするものです。 ・特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	・裁判所に書面を提出する場合の注意書です。
2	情報の非開示を求める場合の取扱いについて	・提出する書面に記載されている情報を相手方に対して非開示(見せたり、コピーさせたりしないこと)とすることを求める場合の説明書です。よくお読みください。 ・相手方に知られたくない情報が含まれた書面などを裁判所に提出するかどうかは、ご自身で判断してください。
3	家事調停のしおり	・調停の進行についての説明書です。

7. Q & A

Q1. どのような財産が、財産分与の対象となるのですか。

A. 財産分与の対象となるのは、婚姻中に夫婦の協力で得た財産（建物や土地、預金、株式など）です（一方の名義で取得した財産であっても、実質的に夫婦の共有財産とみられる場合は、財産分与の対象になり得ます。）。婚姻前から各自が所有していたもの、婚姻中であっても一方が相続・贈与等により取得したもの、社会通念上一方の固有財産とみられる衣類、装身具などは、財産分与の対象にはならないと考えられています。

なお、厚生年金等の分割割合を定めたい場合は、財産分与ではなく、「請求すべき按分割合に関する処分（年金分割）」の手続によることになります。

Q2. 調停では、どのように話し合いが進められていくのですか。

A. 財産分与の対象としてどのような財産があるのか、財産の取得や維持に対してどの程度の貢献をしてきたのかなどについて、双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして、解決のために必要な助言やあっせんを行います。

Q3. 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか。

A. 調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されます。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印	☐ 調停 家事	申立書 事件名 ()
	☐ 審判	
(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)		
収入印紙 円 予納郵便切手 円	(貼った印紙に押印しないでください。)	

家庭裁判所 御中 平成 年 月 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	印
--	-----------------------------	---

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)	準口頭
------	--------------------------------------	-----

申 立 人	本籍 (国籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。)	
	住所	〒 (方)	
	フリガナ 氏名	大正 昭和 年 月 日生 平成 (歳)	
相 手 方	本籍 (国籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。)	
	住所	〒 (方)	
	フリガナ 氏名	大正 昭和 年 月 日生 平成 (歳)	

(注) 太枠の中だけ記入してください。

財 産 目 録 (土 地)

番 号	所 在	地 番	地 目	面 積	備 考
		番		平方メートル	

財 産 目 録 (建 物)

番 号	所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積	備 考
					平方メートル	

(注) 建物1個ごとに番号を付けてください。

財 産 目 録 (現金, 預・貯金, 株式等)

番 号	品 目	単 位	数 量 (金 額)	備 考

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

※ 申立書の写しは相手方に送付されますので、あらかじめご了承ください。

受付印	☒ 調停 家事 ☐ 審判 申立書 事件名 (財産分与)
収入印紙 円 予納郵便切手 円	(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。) 印 紙 (貼った印紙に押印しないでください。)
○ ○ 家庭裁判所 御 中 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	申 立 人 (又は法定代理人など) の 記 名 押 印 乙 川 春 子 印

添付書類	※ 標準的な申立添付書類については、裁判所ウェブサイトの「手続の概要と申立ての方法」のページ内の「申立てに必要な書類」欄を御覧になるか、家事手続情報サービスのファクシミリ案内により、各手続のご案内を取り出して御覧ください。	準口頭
------	---	-----

申 立 人	本 籍 (国 籍)	都 道 府 県	
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号ハイツ〇〇マンション〇〇〇号 ※裁判所から連絡がとれるように正確に記入していただく必要がありますが、 ご不明な点があれば、申立書を提出される裁判所にお問い合わせください。(方)	
	フリガナ 氏 名	オ ッ カ ワ ハ ル コ 乙 川 春 子	大正 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 平成 (〇 歳)
相 手 方	本 籍 (国 籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都 道 府 県	
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 ※裁判所から連絡がとれるように正確に記入していただく必要があります。(方)	
	フリガナ 氏 名	コ ウ ノ イ チ ロ ウ 甲 野 一 郎	大正 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 平成 (〇 歳)

(注) 太枠の中だけ記入してください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

申 立 て の 趣 旨

相手方は、申立人に対し、財産分与として金〇〇〇万円を支払うとの調停を求めます。

申 立 て の 理 由

- 1 申立人と、相手方は、平成〇年〇月〇日婚姻し、一男一女をもうけましたが、相手方の異性関係が原因で、夫婦関係が破綻し、平成〇年〇月〇日、未成年者らの親権者を申立人と定めて協議離婚しました。
- 2 相手方は、〇〇会社に勤務し、約〇〇〇万円の年収を得ており、また、別紙財産目録記載の不動産を所有しています。
- 3 申立人は、婚姻当時勤務していた会社に平成〇年〇月〇日まで勤務し、その後、平成〇年〇月から現在に至るまで、パートタイマーや正社員として勤務しました。
- 4 申立人と相手方が婚姻をした当初は資産というべきものではありませんでしたが、申立人と相手方が協力して蓄えた資産によって前記不動産を購入し、別紙の財産目録記載の預金をしました。
- 5 このように、申立人の稼働及び家事労働による寄与によって、相手方は前記不動産を取得し、預金をしたので、財産分与として不動産の時価の2分の1に該当する金員と預金の2分の1の金員の支払を相手方に求めましたが、相手方は話し合いに応じようとしませんので、申立ての趣旨のとおり調停を求めます。

財 産 目 録

【土 地】

番号	所 在	地 番	地 目	地 積	備 考
1	〇〇市〇〇町〇丁目	〇 番 〇	宅地	平方メートル 150 00	建物1の 敷地 評価額 〇〇〇万 円

財 産 目 録

【建 物】

番号	所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積	備 考
1	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	〇 番 〇	居宅	木造瓦葺平家建	平方メートル 90 00	土地1上 の建物 評価額 〇〇〇万 円

財 産 目 録

【現金, 預・貯金, 株式等】

番号	品 目	単 位	数 量 (金 額)	備 考
1	〇〇銀行定期預金 (番号〇〇〇-〇〇〇〇)		3, 104, 000円	
2	〇〇銀行普通預金 (番号〇〇〇-〇〇〇〇)		800, 123円	

※ 連絡先等について非開示（住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること）を希望するときは、下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入してください。（書類の提出に当たっては、「裁判所に書類を提出される方へ（申立人用）」をご覧ください。）

連絡先等の届出書

（該当するものにチェックをしてください。）

1 書面の送付場所

標記の事件について、書面は次の場所に送付してください。

☐ 申立書記載の住所のとおり

☐ 下記の場所（A）

場所：_____

場所と本人との関係：☐住所 ☐就業場所（勤務先）

☐その他 _____

2 平日昼間の連絡先

携帯電話番号（B）：_____

固定電話番号（☐自宅/☐勤務先）（C）：_____

☐ どちらに連絡があってもよい。

☐ できる限り、☐携帯電話/☐固定電話への連絡を希望する。

平成 年 月 日

☐申立人 氏名：_____ 印

※ 以下の欄は、非開示の希望がない場合は記入不要です。

本書面記載内容うち、下欄により非開示とすることを求めたもの（A、B、C）については、原則として開示しない取扱いとなります。
他の提出書面に非開示の希望を出した住所等を記載しないように注意してください。

非開示の希望に関する申出書

安全確保のため、上記届出の（☐A ☐B ☐C）を、非開示とすることを希望します。

平成 年 月 日

☐申立人 氏名：_____ 印

この書面は、相手方から申請があれば閲覧謄写(見せたり、コピーさせたりすること)される可能性があります。

平成 年 月 日

事 情 説 明 書

申 立 人 _____ ⑩

1 本件申立てに至った事情やいきさつなどを記入してください。

2 これまでのいきさつを考えると、調停で対立すると思われることは、どのようなことですか。

3 これまでのいきさつを踏まえ、本件について、現在、あなたが考えていることを簡単にお書きください。

進行連絡メモ（申立人）

この書面は、調停を進めるための参考として、裁判所のみが使用します。
 当てはまる事項にチェックまたは○印をし(複数回答可)、空欄には自由に記載して、申立ての際に提出してください。

あなた(申立人)についておきます。	☐ あなたの職業(勤務先)を教えてください。 職業 _____ 勤務先 _____ 電話番号 () _____																				
相手方についておきます。	☐ どうしても調停期日を選けてほしい日などがありましたらお書きください。 ※ 調停期日は平日のみです。 日にち () (理由: _____) 曜日・時間帯 ※ あなたが選けてほしい曜日・時間帯を○で囲んでください。 <table border="1" style="display: inline-table; text-align: center; font-size: 0.8em;"> <tr> <td colspan="2">月</td> <td colspan="2">火</td> <td colspan="2">水</td> <td colspan="2">木</td> <td colspan="2">金</td> </tr> <tr> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> </tr> </table> (理由: _____)	月		火		水		木		金		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
月		火		水		木		金													
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後												
調停を進める上で、裁判所への要望があれば書いてください。	☐ 相手方の職業(勤務先)が分かりましたらお書きください。 職業 _____ 勤務先 _____ 電話番号 () _____																				
この申立てをする前に相手方と話し合ったことがありますか。	☐ 相手方が調停期日に差し支えのある日など分かりましたらお書きください。 ※ 調停期日は平日のみです。 日にち () (理由: _____) 曜日・時間帯 ※ 相手方が差し支えのある曜日・時間帯を○で囲んでください。 <table border="1" style="display: inline-table; text-align: center; font-size: 0.8em;"> <tr> <td colspan="2">月</td> <td colspan="2">火</td> <td colspan="2">水</td> <td colspan="2">木</td> <td colspan="2">金</td> </tr> <tr> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> <td>午前</td><td>午後</td> </tr> </table> (理由: _____)	月		火		水		木		金		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
月		火		水		木		金													
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後												
この申立てをすることを相手方に伝えましたか。	☐ ある。(そのときの相手方の態度について、チェックをしてください。) <table border="1" style="display: inline-table; width: 100%; text-align: left;"> <tr> <td>☐ 感情的で話し合えなかった。</td> <td>☐ 冷静であったが、話し合いはまとまらなかった。</td> </tr> <tr> <td>☐ 態度がはっきりしなかった。</td> <td>☐ その他()</td> </tr> </table> ☐ ない。(その理由について、チェックをしてください。) <table border="1" style="display: inline-table; width: 100%; text-align: left;"> <tr> <td>☐ 話し合いに全く応じないから。</td> <td>☐ 話し合っても無駄だと思ったから。</td> </tr> <tr> <td>☐ その他()</td> <td></td> </tr> </table>	☐ 感情的で話し合えなかった。	☐ 冷静であったが、話し合いはまとまらなかった。	☐ 態度がはっきりしなかった。	☐ その他()	☐ 話し合いに全く応じないから。	☐ 話し合っても無駄だと思ったから。	☐ その他()													
☐ 感情的で話し合えなかった。	☐ 冷静であったが、話し合いはまとまらなかった。																				
☐ 態度がはっきりしなかった。	☐ その他()																				
☐ 話し合いに全く応じないから。	☐ 話し合っても無駄だと思ったから。																				
☐ その他()																					
相手方に暴力の心配がありますか。	☐ 伝えた。(相手方の反応: _____) ☐ まだ伝えていないが、伝えるつもりである。 ☐ 伝えるつもりはない。(理由: _____)																				
現在治療中の病気があれば、書いてください。	☐ 暴力の心配はない。 ☐ 暴力の心配がある。 以下は、暴力の心配がある方のみ記入してください。 1 これまでに、相手方の暴力で治療を受けたことがありますか。 ☐ ある。(平成 年 月ころ) ☐ ない。 (けがの種類 ☐ 骨折 ☐ 打撲 ☐ あざができた ☐ その他()) (けがの程度 ☐ 入院 ☐ 通院 ☐ その他()) 2 配偶者暴力に関する保護命令の申立てをしましたか。 ☐ はい → 保護命令は出ましたか。 { ☐ はい (保護命令決定書の謄本のコピーを提出してください) ☐ いいえ { ☐ いいえ 3 相手方が刑事事件を起こしたことがありますか。 ☐ ある。 ☐ ない。 (事件の内容 ☐ 傷害 ☐ その他()) 4 調停時の相手方について ☐ 申立人と顔を合わせなければ暴力を振るうおそれはない。 ☐ 裁判所職員や第三者がいる場所でも暴力を振るうおそれがある。 ☐ 裁判所への行き帰りに待ち伏せされるおそれがある。 ☐ 裁判所に刃物等の凶器を持ってくるおそれがある。 ☐ 次のものを摂取してくるおそれがある。 (☐ 薬物 ☐ アルコール ☐ その他())																				
現在治療中の病気があれば、書いてください。	☐ 申立人 (病名: _____) ☐ 相手方 (病名: _____) ☐ 子ども (名前: _____ 病名: _____)																				

裁判所に書面を提出される方へ（申立人用）

金沢家庭裁判所調停係

裁判所に書面を提出される場合には、以下の点にご留意願います。

1 申立書の写しの送付・提出書面の開示について

- (1) 法律の定めにより、あなたが提出された申立書の写しを相手方に送付します。
そのため、申立書は、相手方に読まれることを前提としてお書きください。

※「申立書の写し」は、相手方の人数分提出することとなっています。

- (2) 裁判所に提出する書面には、あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、**相手方からの希望があると、相手方にお見せしたり（「閲覧」と言います。）、コピーを認める（「謄写」と言います。）**こともありますので、ご注意ください。

※ もし主張書面に、相手方の人格を非難したり、感情的に相手方を攻撃したりするような内容などを書かれると、かえって調停が円滑に進まなくなる可能性があります。

2 提出書面の作成方法について

<主張書面>

- (1) A4サイズ（この書面のサイズです。）の用紙を縦に使用してください。
(2) 綴じしろとして左端より3センチメートル以上あけ、横書きに書いてください。
(3) 必ず①裁判所名、②事件番号（平成〇〇年（家イ）第〇〇〇号）又は（平成〇〇年（家）第〇〇〇号）、③作成年月日を記載の上、署名押印をしてください。

<資 料>

資料の現物は、お手元で保管して、それをコピーしたものを提出してください。

相手方に見られたくない部分がある場合

↓ ↓
「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出

→ 「連絡先等の届出書」（記載例参照）を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出

→ 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」（記載例参照）に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

注意！ あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を求めた部分についても閲覧謄写されることになります。

平成 年（家 ）第 号

非開示の希望に関する申出書

別添書面（ ）について、下記のとおり非開示とすることを希望します。

平成 年 月 日

☐申立人 ☐相手方

氏名 _____ 印 _____

記

非開示を希望する部分及び非開示を希望する理由 ※ 理由は、下のア～オのどれに当たるかと具体的事情を記してください。	
☐ 書面の全部	理由（ア、イ、ウ、エ、オ） 事情
☐ 書面の一部（以下の部分）	
1	理由（ア、イ、ウ、エ、オ） 事情
2	理由（ア、イ、ウ、エ、オ） 事情
3	理由（ア、イ、ウ、エ、オ） 事情

非開示を希望する理由

- ア 未成年者の利益を害するおそれがある。
- イ 当事者又は第三者の私生活や業務の平穩を害するおそれがある。
- ウ 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくは名誉を著しく害するおそれがある。
- エ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、閲覧、謄写等を許可することとを不適当とする特別の事情がある。
- オ その他

平成24年（家イ）第000号

非開示の希望に関する申出書

別添書面（陳述書）について、下記のとおり非開示とすることを希望します。

平成24年 9月1日

☒申立人 ☐相手方

氏名 兼 六 花 子 (印)

記

非開示を希望する部分及び非開示を希望する理由

※ 理由は、下のア～オのどれに当たるかと具体的事情を記してください。

☐書面の全部 理由（ア、イ、ウ、エ、オ）
事情☒書面の一部（以下の部分）

1 2ページの1の(2)

理由（ア、イ、ウ、エ、オ）

事情 子らが相手方のことを怖れているため、子らの気持ちが相手方に伝わることは避ける必要がある。

2 5ページ10行目（申立人の知人の名前）

理由（ア、イ、ウ、エ、オ）

事情 相手方は、申立人が当該知人と異性関係があったと思い込んでおり、同人の名前が伝わると迷惑が掛かるおそれがある。

3

理由（ア、イ、ウ、エ、オ）

事情

非開示を希望する理由

ア 未成年者の利益を害するおそれがある。

イ 当事者又は第三者の私生活や業務の平穩を害するおそれがある。

ウ 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくは名譽を著しく害するおそれがある。

エ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、閲覧、謄写等を許可することを不適当とする特別の事情がある。

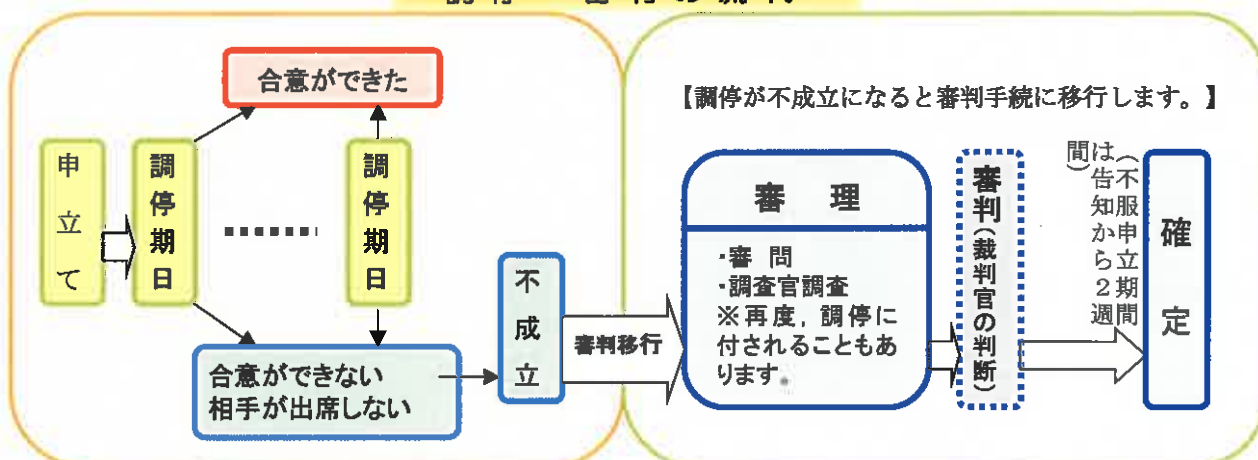
オ その他

家庭裁判所の調停(家事調停)とは？

夫婦、親子、親族などの間のもめ事について、裁判官と調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。公開の法廷で証拠を出し合って争う裁判(訴訟)とは異なります。

- * 調停は平日で、おおむね1回2時間程度です。
- * 当日は、調停委員が中立の立場で、それぞれから話をお聞きします。原則として、話は別々にうかがい、一方の意見を他方に伝える形で交互に進めますが、調停の成立時や期日の終了時等、必要に応じて同席いただく場合もあります。
- * 調停委員には秘密を守る義務がありますので、調停の内容が外部に漏れることは一切ありません。安心してお話しください。
- * 調停の結果、話がまとまった場合は調停成立となり、合意ができた内容を記載した調停調書が作成されます。調停調書に記載された内容は、確定した審判と同じ効力を持ちます。
話がまとまらない場合は調停不成立となり、調停手続は終了しますが、本件については、そのまま審判手続に移り、家庭裁判所が結論を出すことになります。

調停・審判の流れ



(お願い)

- * 次回調停はだいたい1か月から1か月半ほど先になりますので、1回の調停を有効に使っていただき、決められた期日には欠席・変更のないようご協力ください。また、調停当日には、1か月から2か月先の予定が分かる手帳などをお持ちください。あらかじめ家庭裁判所に伝えたい事情がある場合は、電話ではなく、できるだけ書面に書いて調停期日前に提出してください。
- * 書面を提出するときは、「裁判所に書面を提出される方へ」をご覧ください。あなたが裁判所に提出された書面は、反対当事者が閲覧・謄写する可能性があります。そのため書面の中に反対当事者に知られたくない部分がある場合の取扱いは、「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」に書かれていますので、これをお読みください。
- * 調停にお子さんをお連れになることは控えてください。やむを得ないときは、調停の間、お子さんの面倒をみていただける方を同伴するようお願いします。
- * 調停においては録音が禁止されていますので、録音機の持ち込みはご遠慮ください。

法律相談等を行う公的機関

- 1 法テラス石川 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内
(資力の乏しい方については、一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や、弁護士費用の立替を受けることができます。) 電話受付時間 平日 午前9時～午後5時
- 2 法テラスコールセンター 0570-078374
(法的なトラブルの解消に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。) 受付時間 平日：午前9時～午後9時 土曜：午前9時～午後5時